

## 神戸市公立大学法人非常勤講師就業規則

2023年4月1日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する非常勤講師の就業に関する事項を定めることを目的とする。

(職員の定義及び適用範囲)

第2条 この規則において「非常勤講師」とは、法人に常時労働する教授、准教授、講師、助教及び助手以外の講師をいう。

(採用)

第3条 非常勤講師の採用は、選考による。

2 非常勤講師の選考方法、その他必要な事項については、理事長が別に定める。

(契約期間と更新)

第4条 非常勤講師の契約期間は、1年以内とし、個別に定める。ただし、大学又は高等専門学校の運営上必要があると認めるときは、契約を更新することができる。

2 前項の契約期間の終期は非常勤講師の年齢が、大学においては65歳に達する日、高等専門学校においては63歳に達する日以後における最初の3月31日以前までとする。ただし、職務の性質等特別な事情があり、理事長が必要と認めるときはこの限りではない。

(期間の定めのない雇用への転換)

第5条 2013年4月1日以降に締結された有期労働契約について、労働契約法（平成19年法律第128号）、その他関連の法令に基づき無期転換申込権を有する非常勤講師が、現に締結している契約期間の満了する日までに期間の定めのない雇用への転換を申込んだときは、法人はこの申込を承諾したものとみなす。この場合において、期間の定めのない労働契約は現に締結している有期労働契約が満了する日の翌日から開始する。

2 前項の規定により期間の定めのない雇用となった非常勤講師の労働条件は、原則として、現に締結している有期労働契約の労働条件と同一の労働条件とし、従事する業務は学年又は学期ごとに定める。

3 第1項の規定により期間の定めのない雇用となった非常勤講師の定年は、大学においては満65歳、高等専門学校においては満63歳とし、退職の日は、定年に達した日以後の最初の3月31日とする。

(提出書類)

第6条 非常勤講師に採用される者は、法人が必要と認める書類を理事長に提出しなければならない。

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに、理事長に届け出なければならない。

(労働条件の明示)

第7条 理事長は、非常勤講師の採用に際しては、採用しようとする非常勤講師に対し、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間（以下「契約期間」という。）に関する事項
- (2) 更新に関する事項（更新しないときの事由を含む。）
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間並びに就業時間変更の可能性に関する事項
- (5) 休日に関する事項
- (6) 休暇に関する事項
- (7) 給与に関する事項
- (8) 退職に関する事項（解雇の事由も含む）

(退職)

第8条 非常勤講師は、次の各号のいずれかに該当するときは、退職するものとし、非常勤講師としての身分を失う。

- (1) 自己都合により退職を願い出たとき。
- (2) 契約期間が満了したとき。
- (3) 死亡したとき。

2 退職を願い出た職員が第30条に定める各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続き中であるときは、前項第1号の規定にかかわらず、当該退職を認めないことがある。

(自己都合による退職手続き)

第9条 非常勤講師は自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに所定の退職願を提出しなければならない。

(解雇)

第10条 非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、解雇することができる。

- (1) 勤務実績がよくないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪え得ないとき。
- (3) 素行不良等、その職務に必要な適性を著しく欠くとき。
- (4) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (5) 事業活動の縮小により剰員を生じたとき。
- (6) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業経営が不可能となったとき。
- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのあるとき。
- (8) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(解雇予告)

第11条 非常勤講師を解雇する場合には、次の各号のいずれかに該当するときは除き、少なくとも30日前に本人に予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う。この場合、予告の日数は、1日について平均賃金を支払ったときは、その日数を短縮することができる。

- (1) 第31条に定める懲戒解雇をする場合で、所轄の労働基準監督署の認定を受けたとき。
- (2) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業経営が不可能となった場合で、所轄の労働基準監督署の認定を受けたとき。

(退職後の責務)

第12条 退職又は解雇された者は、法人において備品登録及び蔵書登録をされているすべての物品を返還しなければならない。

(給与の決定)

第13条 非常勤講師の給与の支給単位は原則として時間給による額とし、単位及びその額は個別に通知する。

(通勤手当)

第14条 非常勤講師に通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当は個別に定める。

(給料の支払)

第15条 非常勤講師の給料は、その全額を通貨で直接非常勤講師に払う。ただし、法令で定めるものは、非常勤講師に給料を支給する際に、給料から控除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、非常勤講師から申出があったときは、その者に対する給料の全部又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

(給料の支給方法)

第16条 給料は、月の1日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、翌月の20日とする。ただし、支給日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日をいう。）、日曜日又は土曜日にあたるときは、順次繰り上げるものとする。

(勤務を欠くときの基本給の減額)

第17条 所定の授業日に授業を行わなかったときは、第12条の給与の全部又は一部を支給しないことがある。

(遺族の範囲及び順位)

第18条 死亡退職により給与を支払うときの遺族の範囲又は順位は、神戸市公立大学法人退職手当規則（2023年4月規則第50号）第4条の規定を準用する。

(誠実義務)

第19条 非常勤講師は職務上の義務を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、理事長

の指示命令に従い、職場の秩序・規律の維持に努めなければならない。

(職務専念義務)

第20条 非常勤講師は、職責遂行のためにその労働時間及び職務上の注意力のすべてを使い、職務に専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第21条 非常勤講師は法人の信用を傷つけ、又は職員全体の名誉を毀損するような行為をしてはならない。

(遵守義務)

第22条 非常勤講師は法人の敷地及び施設内で喧噪、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。

2 非常勤講師は法人の敷地及び施設内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行うときは、あらかじめ理事長、学長又は校長の許可を得なければならない。

3 非常勤講師は以下の各号に該当する文書並びに図画の配布又は掲示を行ってはならない。

(1) 法人の業務の正常な運営を妨げるおそれのあるもの

(2) 第20条に規定する信用失墜行為に該当するおそれのあるもの

(3) 他人の名誉を毀損し、あるいは誹謗中傷に該当するおそれのあるもの

4 非常勤講師は、本学の敷地及び施設内で文書及び図画を配布若しくは掲示し、又は集会若しくは演説を行うときは、法人の業務の遂行を妨げてはならない。

5 非常勤講師は、通信機器を職務に関連する用途以外に用いてはならない。

(秘密の保持)

第23条 非常勤講師は職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、法人の許可を受けたときはこの限りでない。

2 前項の規定は、退職し又は解雇された後においても適用する。

(ハラスメントの防止)

第24条 非常勤講師は、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止等については、神戸市公立大学法人ハラスメントの防止等に関する規程(2007年4月規程第15号)の定めるところによる。

(労働時間)

第25条 非常勤講師の所定労働時間は、個別に定める。

(休日)

第26条 非常勤講師の休日は、次の各号に定める日とする。

(1) 担当科目がない曜日

(2) 祝日法に規定する休日

(3) 12月28日から翌年1月4日までの日(前2号に定める休日を除く。)

(通常の就業場所以外の労働)

第27条 非常勤講師は、業務の都合上必要があると認められるときは、通常の就業場所を離れて労働することがある。

2 非常勤講師が前項による労働をした場合において、労働時間を算定しがたいときは、第25条に定める労働時間を労働したものとみなす。

(年次有給休暇)

第28条 非常勤講師の年次有給休暇は、労基法第39条に定めるところによる。

(育児休業等)

第29条 非常勤講師の育児休業等については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第67号。以下「育児・介護休業法」という。）の定めるところによる。ただし、育児休業期間中の給与は無給とする。

2 労使間の協定により育児休業をすることができない者として定められた次に掲げる非常勤講師から育児休業の申出があったときは、この限りでない。

(1) 育児休業の申出があった日の翌日から起算して1年以内に雇用関係が終了することが明らかな非常勤講師

(2) 週の所定労働日数が2日以下の非常勤講師

(介護休業等)

第30条 非常勤講師の介護休業等については、育児・介護休業法の定めるところによる。ただし、介護休業期間中の給与は無給とする。

2 労使間の協定により、育児休業をすることができない者として定められた次に掲げる非常勤講師から、介護休業の申出があったときは、この限りでない。

(1) 期間を定めて雇用された職員のうち、引き続き雇用された期間が1年に満たない非常勤講師

(2) 期間を定めて雇用された職員のうち、介護休業の申出があった日の翌日から起算して93日以内に雇用期間が終了することが明らかな非常勤講師

(3) 週の所定労働日数が2日以下の非常勤講師

(懲戒の事由)

第31条 非常勤講師が次の各号の一に該当するときは、所定の手続きの上、懲戒を行うことができる。

(1) 正当な理由がなく無断欠勤をしたとき。

(2) 正当な理由がなく、遅刻、早退を繰り返したとき。

(3) 故意又は重大な過失によって法人に損害を与えたとき。

(4) 重大な刑法上の犯罪行為を行ったとき。

(5) 法人の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。

(6) 重大な経歴詐称を行ったとき。

(7) この規則その他法人の定める諸規程に違反したとき。

(8) その他の前各号に準ずる事由があるとき。

(懲戒)

第32条 懲戒は次の区分により行う。

- (1) 戒告 将来を戒める。
- (2) 減給 一回の額は労基法第12条に規定する平均賃金の一か月の半額を超えず、総額は一給与支払い期間の給与総額の10分の1を超えない範囲とする。
- (3) 停職 1日以上6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇し、労働基準監督署の認定を受けたときは、解雇予告手当は支給しない。

(訓告)

第33条 前条による懲戒の必要がない者についても、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、訓告、厳重注意又は注意を与えることができる。

(損害賠償請求)

第34条 非常勤講師が、故意又は重大な過失によって法人に損害を与えたときは、損害賠償を請求することができる。

(協力義務)

第35条 非常勤講師は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関係法令の定めるもののほか、理事長の指示に従うとともに、法人が行う安全衛生に関する措置に協力しなければならない。

(安全衛生に関する遵守事項)

第36条 非常勤講師は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全及び衛生についての理事長の命令、指示を守り、実行すること。
- (2) 常に職場の整理、整頓、清潔に努め、災害防止と衛生の向上に努めること。
- (3) 安全衛生装置、消火設備、衛生設備その他危険防止等のための諸施設を勝手に動かしたり、許可なく当該地域に立ち入らないこと。

(就業禁止)

第37条 非常勤講師又は非常勤講師の同居人若しくは近隣の者が、他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いがあるときは、当該非常勤講師の就業を禁止することができる。

- 2 非常勤講師は、自己、同居人又は近隣の者が他人に伝染するおそれのある疾病にかかり、又はその疑いがあるときは、直ちに法人に届け出て、その命令に従わなければならない。

(業務上の災害補償)

第38条 非常勤講師の業務上の災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）の定めるところによる。

(通勤途上災害)

第39条 非常勤講師の通勤途上における災害については、労災法の定めるところによる。  
(不服申立て)

第40条 この規則の規定による解雇及び懲戒に対して不服のある非常勤講師は、理事長  
に対し、不服申立てをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、2023年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人神戸市外国語大学非常勤講師就業規則（2007年4月規程第26号）は、  
廃止する。